

霧島市条例第 41 号
令和 2 年 1 月 25 日

霧島市総合支所設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市総合支所設置条例等の一部を改正する条例

(霧島市総合支所設置条例の一部改正)

第 1 条 霧島市総合支所設置条例（平成 17 年霧島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表牧園総合支所の項中「霧島市牧園町宿窪田 2647 番地」を「霧島市牧園町宿窪田 791 番地 1」に改める。

(霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 高千穂地区公民館の項中「月曜日」を「日・月・祝日」に改める。

(霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表霧島市立牧園図書室の項中「霧島市牧園町高千穂 3864 番 393」を「霧島市牧園町宿窪田 791 番地 1」に改める。

(霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

別表霧島市牧園保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。